

## 香川県広域水道企業団物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造の請負、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に係る契約並びに不動産の買入れ及び借入れに係る契約を除く。以下「物品の買入れ等の契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札の周知及び結果の公表に関して必要な事項を定めるものとする。

### (入札等の周知方法)

第2条 物品の買入れ等の契約に係る周知は、次により行うものとする。

#### (1) 一般競争入札の場合

一般競争入札に付するときの公告は、香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号。以下「規程」という。）第27条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する事項を企業団のホームページに掲示して行うものとし、その掲示期間は、入札期日の前日から起算して10日前までの日から入札説明書の交付期限までとする。

ただし、急を要する場合においては、掲示日を入札期日の前日から起算して5日前までに短縮することができる。

#### (2) 指名競争入札の場合

指名競争入札に付するときの通知は、規程第46条の規定によるものとする。

### (入札結果等の公表の範囲及び方法)

第3条 一般競争入札及び指名競争入札の結果については次に掲げる事項を記載した入札結果一覧表（別紙様式1）を閲覧に供して公表するものとする。

- (1) 物品名又は業務名
- (2) 納入場所又は業務の対象となる場所
- (3) 予定価格
- (4) 契約金額
- (5) 契約締結の方法
- (6) 入札日の開札日
- (7) 参加者名（入札辞退者名及び失格者名を含む。）
- (8) 落札者決定に至るまでの全入札者の入札価格
- (9) 落札者名

2 前項の規定により公表する場合において、当該公表に係る項目に含まれる情報が香川県広域水道企業団情報公開条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第2号）第7条各号に規定する非公開情報に該当するときは、当該項目は公表しない。

### (閲覧所の設置)

第4条 前条第1項の入札結果一覧表を閲覧に供するため、当該入札を執行した本部、ブロック統括センター又は広域送水管理センターに競争入札結果閲覧所を置く。なお、企業団のホームページに掲示することにより、競争入札結果閲覧所に代えることができる。

(閲覧の期間)

第5条 第3条の規定による閲覧の期間は、当該落札者を決定した日の翌日（その日が香川県広域水道企業団の休日を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）から1月間とする。

(電子入札システムによる場合の取扱い)

第6条 入札を香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第8号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子入札システム」という。）により行う場合の周知及び結果の公表（入札が不調になった場合を除く。）については、前各条の規定にかかわらず、電子入札システムにより行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式1 (第3条関係)

入札結果一覧表

物 品 名 (業 務 名)					
納 入 場 所 (業務の対象となる場所)					
予 定 価 格			契 約 金 額 (税込)		
入 札 結 果	年 月 日入札		入 札 執 行 場 所	【本部・センター名】	
契約締結の方法	【一般競争入札 ・ 指名競争入札】				
入 札 者			入 札 価 格 (単 位 : 円)		摘 要
商号又は名称	代表者	所 在 地	第 1 回	第 2 回	

※ 所在地は、市又は町までを表記する。